

償却資産（固定資産税）申告の手引き

令和5年12月
大船渡市

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のように固定資産税は、土地及び家屋のほか償却資産にも課税されます。償却資産につきましては、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日時点で大船渡市内に所有する償却資産を申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きをお読みいただき、同封の申告用紙に必要事項を記入のうえ、期限内に提出されますようお願いいたします。

提出期限：令和6年1月31日（水）

1 申告していただく方

令和6年1月1日時点で、大船渡市内に事業用償却資産（自己の使用するものだけでなく、他人に貸し付けているものも含む）を所有している個人及び法人。なお、前年以前に申告した方で、資産の増減がない方でも申告は毎年必要です。

2 申告方法及び提出書類

(1) 今回初めて申告される方

(参照頁)

該当資産あり	① 償却資産申告書	7頁
	② 種類別明細書（増加資産・全資産用）	8頁
該当資産なし	① 償却資産申告書	7頁

(2) 前年度にも申告された方

(参照頁)

資産の増加・減少あり	① 償却資産申告書	7頁
	② 種類別明細書（増加資産・全資産用）	8頁
	③ 種類別明細書（減少資産用）	9頁
資産の異動なし	① 償却資産申告書	7頁

※ 申告書「控え」が必要な場合は、申告書のコピーをご用意ください。

※ 申告書「控え」の返送を希望する方は、返信用封筒（切手を貼付）も併せてご準備ください。

3 申告書に関するお問い合わせ

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市 総務部税務課 資産税係 電話 0192-27-3111 内線 101・155・140

※ 提出先については、裏表紙をご覧ください。

《 目 次 》

1 償却資産について	1	頁
2 課税対象となる主な償却資産の種類、具体例及び耐用年数	2	頁
3 評価額の算出方法	3	頁
4 国税（法人税・所得税）との比較	4	頁
5 税率及び税額と免税点	4	頁
6 固定資産税の非課税及び課税標準の特例	4～5	頁
7 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合	6	頁
8 その他	6	頁
【記入例】	7～10	頁

1 償却資産について

1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定により所得の計算上、損金又は必要な経費に参入される資産をいいます。（「事業」とは、一定の行為を継続、反復して行うことで、必ずしも営利を直接の目的とはしません。）

2) 申告が必要な資産

- (1) 償却済資産、簿外資産であっても、令和6年1月1日時点で、事業の用に供することができる状態にある資産
- (2) 建設仮勘定で経理されているもののうち、令和6年1月1日時点ですでに完成し、事業の用に供することができる部分
- (3) 未稼働状態・遊休状態であっても、事業の用に供することができる状態にある資産
- (4) 大型特殊自動車（ナンバーが0、00～09及び000～099又は9、90～99及び900～999のもの）
- (5) 所有権留保付売買資産で販売代金が完済されていないものであっても、買主がすでに事業の用に供している資産（買主が申告することとなります）
- (6) 修理・改良のため支出した金額のうち「資本的支出」に該当するもの（区分評価となりますので、別個資産計上してください）
- (7) 福利厚生のに供するもの
- (8) 耐用年数が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても個別に減価償却しているもの
- (9) 大船渡市が主たる定置場となっている資産（建設機械等の移動性償却資産）

3) 申告の必要がない資産

- (1) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形減価償却資産（漁業権、電話加入権、特許権、ソフトウェアなど）
- (3) 書画骨董など（時の経過によりその価値が減少しない資産）
- (4) 牛、馬、果樹などの生物（ただし、観賞用、興行用に供するものは除く）
- (5) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- (6) 繰延資産（開業費など）
- (7) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上、一時に損金（必要な経費）に算入するもの
- (8) 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上「3年間の一括償却」をするもの

4) 家屋の附帯設備と償却資産の区分

家屋の附帯設備のうち、償却資産として取り扱うものがありますので、それらについては下表の区分を参考にして申告してください。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発変電設備	自家発電設備、受変電設備	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	
中央監視制御装置	制御装置（配線等も含む。）	
火災報知装置	屋外の装置（配線等も含む。）	屋内の装置（配線等も含む。）
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス、給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備	サービス設備以外の設備

※ なお、家屋の所有者と異なる方（賃借人等）がその借用建物、店舗等に施工した内装や附帯設備等は、上の表にかかわらず賃借人等の償却資産として申告してください。

2 課税対象となる主な償却資産の種類、具体例及び耐用年数

償却資産の申告にあたっては、以下の表を参考に資産の種類区分にしたがって申告してください。

資産の種類	資産の具体例	耐用年数	資産の具体例	耐用年数
1 構築物	自転車・自動車置場（鉄骨造）	4 5	門・塀ブロック	1 5
	独立キャノピー	3 0	路面舗装コンクリート	
	土留・擁壁		2 0	屋上等の広告塔（金属性以外）
	屋上等の広告塔（金属製）	街路灯		
	花壇・緑化施設	1 5		自転車・自動車置場（金属製以外）
	屋外給排水・ガス引き込み設備		賃借建物に付加した内装	1 0
	屋外受水槽・浄化槽・貯水槽		フェンス	
	可動間仕切り		路面舗装アスファルト	
	側溝		ガードレール	
	ネット設備		移動性組立ハウス	7
	日よけ設備		可動間仕切りのうち簡易なもの	3
2 機械及び装置	自動車整備業用設備	1 5	ガソリンスタンド設備	8
	洗車業用設備		厨房機器	
	測量業用設備	1 4	飲食店業用設備	
	クリーニング設備	1 3	木材又は木製品製造業用設備	7
	洗濯業、理美容業用設備		田植機、耕耘機、バインダー	
	倉庫業用設備	1 2	農業用設備	5
	家具又は装備品製造業用設備	1 1	鉱業、砕石業用設備	
	機械式駐車場設備	1 0	縫製品製造業用設備	6
	金属製品製造業用設備		放送業設備	
	食料品製造業用設備		写真現像設備	
	飲料、飼料製造業用設備		総合工事業用設備	
	飲食料品卸売業用設備		林業用設備	
	飲食料品小売業用設備	9	漁業用設備	5
	通信業用設備		水産物養殖設備	
3 船舶	木造船（動力のないもの）	8	FRP漁船	5
	木造動力漁船及び引船	6	モーターボート及びとう載漁船	4
4 航空機	飛行機	5、8、10	ヘリコプター及びグライダー	5
5 車両及び運搬具	自転車及びリヤカー	2	その他（特殊自動車等で自動車税、軽自動車税の課税対象となっていないもの）	
6 工具・器具及び備品	金庫	2 0	コピー機・ファクシミリ・レジスター	5
	事務机・ロッカー（金属製）	1 5	自動販売機	
	ブラインド（カーテンレールを除く）		1 0	書籍
	消火器	測定工具		
	電話機・電話交換機	テレビ・カラオケ		
	時計	8	理美容機器	3
	応接セット		電子計算機	
	陳列棚、陳列ケース	6	パーソナルコンピュータ（サーバー用を除く）	4
	ガス機器		ロール	
	冷暖房機器	5	カーテン	3
	冷蔵庫・洗濯機		治具・取付工具	
	歯科診療用ユニット	5	看板・ネオンサイン	
	カメラ、望遠鏡		魚網漁具	
	楽器		シート及びロープ	2

3 評価額の算出方法

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、所有している償却資産1件ごとに賦課期日（1月1日）の決定価格（評価額）を、定率法により算出します。

【算出方法】

- ① 前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）取得資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{耐用年数に応じた減価率}}{2} \right)$$

- ② 前年前（令和5年1月1日以前）取得資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \left(1 - \text{耐用年数に応じた減価率} \right)$$

【計算例】

取得価額1,000,000円、耐用年数10年の資産を令和5年9月に取得したと仮定します。

$$\begin{array}{l} \text{今年度} \\ \text{(令和6年度)} \end{array} = 1,000,000 \text{円} \times \left(1 - \frac{0.206}{2} \right) = 897,000 \text{円}$$

〔取得価額〕 〔減価残存率「前年中取得」〕

$$\begin{array}{l} \text{翌年度} \end{array} = 897,000 \text{円} \times \left(1 - 0.206 \right) = 712,218 \text{円}$$

〔前年度課税標準額〕 〔減価残存率「前年前取得」〕

$$\begin{array}{l} \text{翌々年度} \end{array} = 712,218 \text{円} \times \left(1 - 0.206 \right) = 565,501 \text{円}$$

〔前年度課税標準額〕 〔減価残存率「前年前取得」〕

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度額（取得価額の5%）まで減価します。その後は、資産が滅失するまで最低限度額で据え置かれます。

※ 計算例の★1は、下の《参考》減価率・減価残存率一覧表中の「前年中取得（1－減価率／2）」に、★2は「前年前取得（1－減価率）」に置き換えて計算することができます。

《参考》減価率・減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)			前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)			前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

4 国税（法人税・所得税）との比較

固定資産税（償却資産）は、以下の点で国税と取扱いが異なりますので、ご注意ください。

区分	地方税（固定資産税）	国税（法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法（旧定率法）	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認めていない	認めている
増加償却 （所得税法・法人税法）	認めている	認めている
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円（備忘価額）
改良費	区分評価 （改良を加えられた本体部分と改良部分を区分して評価します）	原則区分評価

5 税率及び税額と免税点

1) 税率

$$\text{税率} = 100\text{分の}1.5$$

2) 年税額

$$\text{年税額（税相当額）} = \text{課税標準額の総合計} \times 100\text{分の}1.5 \text{（税率）}$$

※ 通常は「評価額」が課税標準額となりますが、課税標準の特例の適用がある場合は、特例適用後の額が課税標準額となります。

※ 土地や家屋を所有している場合は、土地、家屋の課税標準額との合計額から税額が算出されます。

3) 免税点

課税標準額の総合計が150万円（免税点）未満の場合は課税されません。ただし、免税点未満になると判断される場合も申告書の提出が必要です。

6 固定資産税の非課税及び課税標準の特例

1) 非課税

地方税法第348条の規定に該当する資産は、固定資産税が課税できないことになっています。該当する資産がある場合は、税務課資産税係へ所定の様式（固定資産税非課税適用申告書）をご請求の上、必要書類を添付して申告してください。

2) 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する資産については、課税標準の特例が認められ、税負担の軽減が図られています。該当する資産がある場合は、申告書の備考欄及び種類別明細書の摘要欄に、特例内容を記入してください。ほかに添付書類を求めることもありますので、予めご了承ください。

また、東日本大震災で滅失・損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産について、固定資産税の軽減を受けることができます。同封の申告書に必要事項をご記入の上、申告してください。

《参考》大船渡市税条例で定める地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）一覧表

対象資産	附則10条の2項番号	対象取得等期間	特例率	適用期間
家庭的保育事業の用に供する償却資産 (地方税法第349条の3第27項に該当するもの)	—	平成29年4月1日～ (取得期限なし)	1/3	期限なし
居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産 (地方税法第349条の3第28項に該当するもの)	—		1/3	期限なし
事業所内保育事業の用に供する償却資産 (地方税法第349条の3第29項に該当するもの)	—		1/3	期限なし
汚水又は廃液処理施設 (地方税法附則第15条第2項第1号に該当するもの)	1	令和2年6月1日～ 令和6年3月31日	1/2	期限なし
下水道除害施設 (地方税法附則第15条第2項第5号に該当するもの)	2	令和4年4月1日～	4/5	期限なし
津波対策の用に供する償却資産 (地方税法附則第15条第21項に該当するもの)	3	平成28年4月1日～ 令和6年3月31日	1/2	4年間
指定避難施設に付属する避難の用に供する償却資産 (地方税法附則第15条第22項第1号に該当するもの)	4	平成30年6月26日～ 令和6年3月31日	2/3	指定後 5年間
協定避難施設に付属する避難の用に供する償却資産 (地方税法附則第15条第22項第2号に該当するもの)	5		1/2	締結後 5年間
太陽光発電設備 (1,000kW未満) (地方税法附則第15条第25項第1号イに該当するもの)	9	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	2/3	3年間
風力発電設備 (20kW以上) (地方税法附則第15条第25項第1号ロに該当するもの)	10		2/3	3年間
地熱発電設備 (1,000kW未満) (地方税法附則第15条第25項第1号ハに該当するもの)	11		2/3	3年間
バイオマス発電設備 (10,000kW以上20,000kW未満) (地方税法附則第15条第25項第1号ニに該当するもの)	12		2/3	3年間
太陽光発電設備 (1,000kW以上) (地方税法附則第15条第25項第2号イに該当するもの)	13		3/4	3年間
風力発電設備 (20kW未満) (地方税法附則第15条第25項第2号ロに該当するもの)	14		3/4	3年間
水力発電設備 (5,000kW以上) (地方税法附則第15条第25項第2号ハに該当するもの)	15		3/4	3年間
水力発電設備 (5,000kW未満) (地方税法附則第15条第25項第3号イに該当するもの)	16		1/2	3年間
地熱発電設備 (1,000kW以上) (地方税法附則第15条第25項第3号ロに該当するもの)	17		1/2	3年間
バイオマス発電設備 (10,000kW未満) (地方税法附則第15条第25項第3号ハに該当するもの)	18		1/2	3年間
企業主導型保育事業の用に供する償却資産 (地方税法附則第15条第32項に該当するもの)	19	平成29年4月1日～ 令和6年3月31日	1/3	5年間
雨水貯留浸透施設 (地方税法附則第15条第42項に該当するもの)	20	令和3年11月1日～ 令和6年3月31日	1/3	期限なし

7 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合や、虚偽の申告をした場合は、地方税法及び大船渡市税条例により延滞金の加算や、過料・罰金等が科せられることがあります。

8 その他

■ みなし課税について

申告のない個人又は法人について、償却資産の増減がなく、前回の申告時と同様の資産を所有しているとみなして課税する方法を実施しています。なお、みなし課税された場合でも、正確な情報を把握するため申告は必要となります。

■ 修正及び申告もれ資産について

修正及び申告もれ資産については、現年度だけでなく、地方税法第17条の5の規定により、5年度分まで遡及して追加課税します。その場合、過年度分の納期は1回となりますので、ご承知おきください。

■ 太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。次の表を参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

	10kW以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	事業用資産となり 申告が必要	住宅用設備となり 申告対象外
個人(事業用)	事業用資産となり、申告が必要	
法人	事業用資産となり、申告が必要	

- ※ 建材型のソーラーパネル(屋根材と一体型)を設置している場合は、家屋の評価対象となるため、償却資産としての申告は不要です。
- ※ 「事業」とは、一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。

【記入例】 (1) 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

申告書提出日をご記入ください。

マイナンバーをご記入ください。
(個人：12桁、法人：13桁)

事業種目を具体的にご記入ください。
また、法人にあっては、資本金又は
出資金の金額もご記入願います。

個人の場合は事業を開始した年月、
法人の場合は当該法人の設立年月
及び決算年月をご記入ください。

住所を印字していますので、変更等
がある場合には修正してください。
また、電話番号をご記入ください。

氏名(法人名)・ふりがなを印字
していますので、変更等がある場合
には修正してください。
また、屋号があればご記入くださ
い。

前年前に取得した資産の取得価額
の合計額を、資産の種類別に印字し
ていますので、ご確認ください。

前年中に減少した資産の取得価額
の合計額を、資産の種類別にご記入
ください。

前年中に取得した資産の取得価額
の合計額を、資産の種類別にご記入
ください。

記入は不要です。
ただし、電算処理により全資産申告
を行う事業所は記載してください。

「前年前に取得したもの(イ)」
- 「前年中に減少したもの(ロ)」
+ 「前年中に取得したもの(ハ)」
によって算出した、取得合計額を
資産の種類別に記載してください。

借用(リース、レンタル)資産の有無に
ついて該当する方を○で囲んでください。
借用資産がある場合には、貸主の氏名を
記入し、別紙「借用資産申告書」に資産名
等をご記入ください。

償却資産申告の内容について、市
からの問い合わせに対応いただくこ
とができる方の部署、お名前及び連
絡先の電話番号をご記入ください。

経理を担当している税理士等の氏
名及び電話番号をご記入下さい。

該当する項目を○で
囲んでください。

大船渡市内にある事業所等資産の
所在地をご記入ください。

該当する項目を
○で囲んでください。

- 次のような事項をご記入ください。
- 前年中に廃業、解散した場合は、
廃業・解散の年月日。従来の資産
を、企業又は個人に引き継いだ場合
は、その会社名又は氏名、住所及び
電話番号。
 - 「短縮耐用年数承認書の写」、「増
加償却の届出書の写」等、添付した
書類の名称。
 - 前年中に所有者の住所、氏名又は
名称等の異動があった場合の異動年
月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称
等。
 - 納税管理人を定めている場合はそ
の者の住所、氏名。
 - その他、この申告に必要な事項及
び償却資産の評価について参考とな
るべき事項。

令和 6 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

令和 6 年 1 月 5 日 大船渡市長 様

住所: 022-8501 おおふねとしさかりちようあざつつのさか 大船渡市盛町字津野R15 (電話 27-3111)

氏名: おおふね たろう 大船太郎 (屋号 喫茶 大船)

事業種目: 喫茶店 (資本金等の金額 1)

事業開始年月: 昭和60年5月 (電話 三陸 27-3111)

税理士等の氏名: (電話 五葉 27-3111)

資産の種類	取得価額	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)
1 構築物	3,000,000	0	0	3,000,000
2 機械及び装置	0	0	0	0
3 船舶	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	0	0	0	0
6 工具、器具及び備品	1,600,000	200,000	2,050,000	3,450,000
7 合計	4,600,000	200,000	2,050,000	6,450,000

市(区)町村内における事業所等資産の所在地: 大船渡市三陸町越喜来字所通26-1

借用資産: (有) (株)〇〇会社 別紙借入資産申告書のとおり

事業所用家屋の所有区分: 自己所有 (借家)

備考(添付書類等): 資産の異動あり

【記入例】 (2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

申告の年度をご記入ください。

令和 6 年度

該当する項目を○で囲んでください。
今回初めて申告される方は、「全資産用」
をお囲みください。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令
別表第 1、2、5、6に掲げる耐用年数
をご記入ください。

所有者名をご記入ください。

記入不要です。

種類別明細書 (増加資産 全資産用)

所有者名
大船 太郎

この「種類別明細書 (増加資産・
全資産用)」について、3枚のうち
2枚目等とページ数をご記入ください。

次の区分によりご記入ください。

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

資産の名称や規格等をご記入
ください。

取得した資産の数量を
ご記入ください。

当該資産を実際に取得した年月を
ご記入ください。
年号は、「昭和→3」、
「平成→4」、「令和→5」と
ご記入ください。

記入不要です。

当該資産の取得価額をご記入ください。
なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額をいいます
(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税据付費その他当該償却資産を
事業の用に供するために直接要した費用を含みます)。
また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却
資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を
ご記入ください。

該当する項目を○で囲んでください。
その際は次の区分によりご記入く
ださい。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

なお、4を選択した場合は、必ず摘要
欄に事由をご記入ください。

次のような事項をご記入ください。

- ① 非課税及び課税標準の特例が
ある資産については、その適用
条項 (例：法附則第 15 条第 9 項)
- ② 耐用年数の変更があった場合は、
その旨の表示
- ③ 短縮耐用年数を適用している
場合は、その旨の表示
- ④ 増加償却を行っている場合は、
その旨の表示
- ⑤ その他当該資産の価格の決定に
あたって必要な事項

この欄は記入不要です。
ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、ご記入ください。
特例率 (例) 1/2 の特例 ⇒ 102 2/3 の特例 ⇒ 203
・課税標準額：個別の資産に係る決定価格 (償却資産申告書の
「決定価格 (〜)」欄の額に算入されている額) をご記入ください。
なお、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該決定価格に
特例率を乗じて得た額をご記入ください。

行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額 千円	耐用年数	摘要
01	6	業務用冷蔵庫	1	5 4	1 500 000	6	1-2
02	6	調理台	1	5 8	300 000	5	1-2
03	6	食器棚	1	5 12	250 000	5	1-2
小計			3		2 050 000		

【記入例】 (3) 種類別明細書 (減少資産用)

申告の年度をご記入ください。 令和 6 年度

記入不要です。 記入不要です。 所有者名をご記入ください。

この「種類別明細書 (減少資産用)」について、3枚のうち2枚目等とページ数をご記入ください。

同封の「償却資産種類別明細書」を参照し、次の区分によりご記入ください。

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

同封の「償却資産種類別明細書」を参照し、減少する資産の資産コード、資産の名称等、前年中に減少した資産の数量、取得年月及び取得価額をご記入ください。

枚数	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	減少の事由及び区分				摘要	
				年	月		1売却	2滅失	3移動	4その他		
01	60001	調理台	1	5	9	200,000	○	3	4	○	2	破損
02												
19												
20												
小計			1			200,000						

同封の「償却資産種類別明細書」を参照し、減少する資産の資産コード、資産の名称等、前年中に減少した資産の数量、取得年月及び取得価額をご記入ください。

当該資産が減少した事由とその区分について、該当する項目を○で囲んでください。なお、それぞれ摘要欄に事由をご記入ください。

次のような事項をご記入ください。

- ① 当該資産が減少した事由について「1.売却」は、その売却先の名称等「2.滅失」は、その滅失の理由等「3.移動」は、その受入先所在地等「4.その他」は、その減少の事由等
- ② 減少の区分が「2.一部」に該当する場合には「取得価額 50 万円 (5個)のうち 20 万円 (2個) 減少」等、取得価額及び減少した額
- ③ その他当該資産が減少したことについて必要な事項等

※ 簿外資産や耐用年数の経過した資産であっても、使用できる限り減少資産には該当しません。

【記入例】 (4) 東日本大震災により被災した償却資産の代替償却資産に係る固定資産税の特例適用申告書

【様式1】

所有者コード

記入不要です。

東日本大震災により被災した償却資産の代替償却資産に係る
固定資産税の特例適用申告書

令和 6 年 1 月 5 日

申告書提出日をご記入ください。

大船渡市長 様

住所 (又は納税通知書送達先) 及び電話番号をご記入ください。また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号をご記入ください。

申告者の住所 大船渡市盛町字津野沢15
(電話 27-3111)

申告者の氏名 (名称) 大船太郎
(屋号 喫茶大船)

氏名を記入してください。屋号があればご記入ください。法人の場合は、法人名及び代表者の氏名をご記入ください。

マイナンバーをご記入ください。(個人: 12桁、法人: 13桁)

申告者の個人番号 (法人番号)

【記入例】 (5) 固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表

様式2]

固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表

(適用申告書用)

平成23年度償却資産課税台帳に登録されており、東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産の所有者及び当該資産の名称等をご記入ください。

この「固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表」について、3枚のうち2枚目等をご記入ください。

1枚のうち
1枚目

被災資産（課税台帳登録資産）								代替資産										
所有者名		大船太郎						所有者名		大船太郎								
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (円)	耐用年数	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (円)	耐用年数	摘要
				年号	年	月							年号	年	月			
6		冷蔵庫	1	4	8	9	1,800,000	6	6	業務用冷蔵庫	1	5	5	4	1,500,000	6	取得	
6		調理作業台	1	4	9	7	450,000	5	6	調理台	1	5	5	9	300,000	5	取得	
			計				2,250,000				計				1,800,000			

※ [証明欄]
上記被災資産は、平成23年度償却資産課税台帳に登録されていることを証明します。

令和 年 月 日

左に記載した、東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産の所有者及び当該資産の名称等についてご記入ください。

- 【記載上の留意事項】
- 本証明書兼対照表は、地方税法附則第56条第12項の規定による償却資産の代替資産に対する課税標準の特例を適用するため、特例適用申告書に添えて提出していただくものです。
 - 左側「被災資産」欄には、東日本大震災により滅失・損壊した償却資産を、右側「代替資産」欄には、当該滅失・損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産について記載してください。
 - 右側「代替資産」欄には、償却資産申告書に添付する種類別明細書(増加資産・全資産用/第26号様式別表1)の資産の行ごとに記載してください。
 - 被災した資産について同じ市町村でその代替資産を取得した場合は、左側「被災資産」の課税台帳登録証明を受ける必要はありません。(代替資産の特例適用を他の市町村に申告する場合のみ、被災したところの市町村長から証明を受けてください。)
 - 資産の名称で、目的・用途の判断ができないものについては、摘要欄に記載してください。

申告書を提出する前に、次の確認をお願いします。

(チェック)

- 会社名や住所に変更はありませんか。
- マイナンバー（個人番号）又は法人番号は記入されていますか。
- 申告に応答する方の名前・連絡先は記入されていますか。
- 大船渡市内に存在する資産ですか。
- 資産は該当する「資産の種類」に分けて記入されていますか。
- 取得年月・取得価額・耐用年数は記入されていますか。
- 申告書の「前年中に取得したもの」、「前年中に減少したもの」の合計と、種類別明細書の合計の数字は同じですか。
- 申告書の控えが必要な場合、コピー等は準備されましたか。

(窓口にて提出する場合)

- 申告者のマイナンバー確認の書類はお持ちですか。
- 代理人の場合、委任状と代理人の身元確認の書類はお持ちですか。

(郵送により提出する場合)

- マイナンバーが確認できる書類と、身元確認に必要な書類の写しは同封されましたか。
- 申告書の控えが必要な場合、コピー等と切手を貼った返信用封筒は準備されましたか。

記入もれや記入誤りがあった場合、確認の電話をさせていただくことがあります。適正な申告処理のため、ご協力をお願いします。

【申告書の提出方法及び連絡先】

《窓口での提出》

- 大船渡市役所 本庁1階 税務課8番窓口
- 三陸支所
- 綾里地域振興出張所
- 吉浜地域振興出張所

《郵送での提出》

〒022-8501（住所記載不要）
大船渡市 総務部税務課 資産税係

《連絡先電話番号》

0192-27-3111 内線 101・155・140

〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市 総務部税務課 資産税係 行

郵送される場合、点線で切り取り

宛先としてご活用ください。